

誓 約 書

自社（私）及びその役員等は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 自社（私）及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - （１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （２）本法、宅地造成等規制法、森林法、大阪府砂防指定地管理条例、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例若しくは大阪府内の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例又は当該これらの法律等に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （３）本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る高槻市行政手続条例第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - （４）暴力団（高槻市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （５）暴力団員又は暴力団密接関係者（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）又は、暴力団員又は暴力団密接関係者でなくなった日から 5 年を経過しない者。

なお、本誓約書及び役員等一覧が、高槻市から大阪府警察本部又は高槻警察署に提供されることに同意します。

高槻市が大阪府警察本部又は高槻警察署から通報を受け、又は高槻市の調査により本誓約書（５）に該当する事業者であると判明した場合は、高槻市が条例に基づき行う措置に従い、高槻市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

- 2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

（宛先）高槻市長

令和 年 月 日

住 所 _____
申請者 _____
氏 名 _____ 印 _____

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕